

# 実践報告：相談援助実習の事後指導に関する一考察 — 学内実習指導の経験を通して —

権 順 浩

Practice report : Consideration on post-guidance of Social Work Practice

— Through the experience of in-school Social Work Practice —

Sunho KWON

## 要 旨

本稿は、今回新型コロナウイルス感染症の影響によって学外実習に代えて、行った学内実習の経験から事後指導の取り組みを検討したものである。学内実習は、通信学部実習生2人を対象にして、2020年7月10日から同年8月10日にかけて、それぞれ80時間（10日間）と104時間（13日間）の実習プログラムを行った。実習プログラムは、相談援助実習の目的と実習生の実習計画書をすり合わせて策定しており、ZOOMミーティングを用いて非対面の演習形式で行った。

学内実習を通して明らかになったことは、事前指導や実習中の指導を行ったとしても、実習に対する実習生の学習程度と学習内容に対する理解度の低さであった。こうした学習水準はもちろん、実習教育全体の学習効果を高めていく上で、実習のまとめや実習報告作成、報告会といったこれまでの事後指導の取り組みには限界がある。

したがって、今後、相談援助実習すべての過程で得た学習効果を高めたり、学習内容が深めるように事後指導の取り組みを見直す必要がある。

キーワード：相談援助実習、事後指導、学内実習

## はじめに

2007年「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、社会福祉士養成課程における教育内容の見直しが行われ、2009年4月より実行されるようになった。この見直しでは、従来の科目名が新たに変わったり、教育内容を細分化して新たな科目を作ったりするだけでなく、教育内容においても大きな変化があった。とくに、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から相談援助実習・演習の教育内容や時間数、教員要件等を強化した。それによって、従来養成校と養成施設が独自に行われてきた相談援助実習・演習が体系化・普遍化され、一定水準の社会福祉専門職を育成することができるようになったといえる。

多くの養成校では、事前指導、実習指導、事後指導に分けて、事前指導は2年の秋学期から始まり3年の春学期まで1年をかけて行い、夏季休業中に実習指導を行い、3年の秋学期に事後指導を行うという流れで相談援助実習指導を進めている。

なかでも事後学習は、事前学習や実習を通して学んだこと、自ら気付いたこと、自己課題など、相談援助実習全体を振り返って総括、かつ実習内容などを深めていくという意味で事前学習や実習と同等に重要

である。つまり、実習期間中、実習生は、実習前に習得した学習内容をもとにして、理論的に理解したものが実際福祉現場でどう用いられているのかという確認だけでなく、実際、福祉現場の体験を通して、新たに得た知識やあらかじめ確認できなかった学習内容などを気付くことはまれではない。事後学習では、実習全体を振り返りつつ、こうした内容を深めたり、学習したりするという意味で重要である。

現在、多くの養成校では、実習計画書や自己評価などをもとにして、実習のまとめや実習報告書作成、実習報告会などを通して相談援助実習の総括を行っている。

こうした事後指導では、相談援助実習全体を振り返ってまとめたり、自己の課題を明らかにすることはできるかもしれないが、理論的な内容を学習したり、深めたりすることには限界がある。

したがって、本稿では、今回新型コロナウイルス感染症の影響によって、学外実習に代えて、行った学内実習の経験から事後指導の取り組みを検討していきたい。

## 1. 学内実習実施の背景

2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルスは、短時間で全世界に広がり、大勢の人の命を奪い、社会経済的にも大きな影響を及ぼしている。とくに、この感染症は、高齢者や基礎疾患のある者が重症化になるリスクが高いといわれている。日本も例外ではない。

こうした状況は、社会福祉士養成校にとっては、重症化のリスクが高い者が多く利用している福祉施設での実習が今後のどうなるのか、重大な懸念事項であった。本学では、通信学部の実習生が実習中であったため、コロナ禍のなかで、実習配属先が、実習についてどのような方向を示すのか、もし中止という判断がされたら、実習が再開できるまで待つべきなのかどうか、それともほかの実習配属先を探すべきなのか、この状況下で受け入れ先はあるのかなど、実習配属先の状況による対応はもちろん、養成校側として、実習生の健康と利用者の健康などを考慮して、すぐ実習を中止すべきかどうか、もし中止したらいつ再開すればいいか、実習を控えている実習生についてどう対応すべきなのかといったことを検討しなければならなかった。

相談援助実習については、2019年2月28日付、文部科学省・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療機関職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（連絡事項）」により、初めて次のような方針が示された。

- ・学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。
- ・実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。
- ・実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

この連絡事項には、実習施設の受入れの中止等に備えて、これから実習を控えている実習への対応や実習施設の変更、実習開始時期の見合わせなどに関する内容が含まれているが、現在実習中の実習生への対応に関する内容は含んでおらず、主に、通学生の実習を想定した内容であり、実習生の健康を守るための養成校の方針を決める判断材料として十分とはいえないものであった。

現在行っている実習に対しては、同年4月3日付、日本ソーシャルワーク教育学校連盟「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」により、「ソーシャルワークの支援を必要とする利用者の権利と最善の利益を守るため、当面本年6月末まで、実習先となる社会福祉施設・医療機関等の実習受入れに関する意向にかかわらず、学生の実習実施を見合わせることを願います」という会長声明が発表されたことが初めてである。この声明により、初めて実習生を守るため、養成校の方針を決めることができたといえる。この声明が発表されてからまもなく、政府より緊急事態宣言（同年4月7日付）が発出された。

当時、本学では、通信学部の学生3人が高齢者福祉施設で実習を行っている最中であって、それぞれ2日、10日、13日の実習期間を残している状況であったが、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の声明と政府の緊急事態宣言を受け、同年6月末まで実習を中止することになった（緊急事態宣言解除は、同年5月25日付）。

しかし、6月末以降、もしくは緊急事態宣言解除後の実習対応や体制などを詳しく示すものがなかったため、実習生だけでなく、養成校の不安もさらに増していたと考えられる。

緊急事態宣言後、同年5月1日付、文部科学省「遠隔授業等の実施に伴う留意点及び実習等の授業の弾力的な取り扱い等について（連絡事項）」より、初めて実習に関する政府の方針が発表された。ところが、その内容は、実習を後期・次年度以降に実施するなど実習時期を後ろ倒しするという、同年2月28日付の連絡事項と変わらないものであった。そのため、緊急事態宣言解除後の実習体制や、実習再開、受入れ先が確保しなかった場合、後期・次年度の実習が困難な実習生への対応など、さまざまな課題に応えられる具体的なものではなかった。

こうした課題に対しては、同年5月26日付、ソーシャルワーク教育学校連盟「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」で詳しく示されるようになる。政府の方針としては、同年6月1日付、文部科学省・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（連絡事項）」で明確に示されるが、その内容は、ソーシャルワーク教育学校連盟（同年5月26日付）の考え方と同じものであった。

これらの方針に沿って、本学では、学内実習をするようになった。

実習配属先と協議しつつ、7月の再開ができない場合、新たな実習施設の確保が困難な場合に備えて、実習関係教職員が集まって、学内実習プログラムを検討し、策定した。

## 2. 相談援助実習に対するソーシャルワーク教育学校連盟の考え方

相談援助実習に対するソーシャルワーク教育学校連盟の考え方は、2020年6月1日付、文部科学省・厚生労働省の連絡事項を具体的に示したものであった。その内容は、次のようである。

### (1) 実習教育についての基本的な考え方

- |  |
|--|
| <p>①実習施設の受入れの中止等により実習先を変更する際は、承認や確認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えない。</p> <p>②実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えない。</p> <p>③これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実情を踏まえ実習に代えて演習または学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を習得することとして差し支えない。</p> |
|--|

## (2) 実習の内容について

- ①通知及びガイドラインの内容を踏まえ、必要な知識及び技能が修得できる演習・学内実習等のプログラムを作成し、実施する。
- ②実習に代わる演習・学内実習プログラムの作成においては、社会福祉士は180時間以上、精神保健福祉士は210時間以上相当の学修の時間を確保する。
- ③実習に代わる演習・学内実習の教育内容として、体験型教材等を活用したプログラムを作成する。
- ④実習に代わる演習・学内実習等プログラム内容は、遠隔でのプログラム実施に加え、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえつつ、感染拡大防止措置を講じた上での対面でのプログラム実施も視野に入れて検討する。
- ⑤実習に代わる演習・学内実習等の教育プログラム内容は、例えば、以下のような内容が考えられる。  
教育プログラム（例示）
  - ・ソーシャルワークの実践現場を扱った映像教材の活用
  - ・ロールプレイやグループ活動を通じた体験型教材の活用
  - ・VR（ヴァーチャル・リアリティ）機器・教材の活用
  - ・実習施設とのオンライン接続による学習
  - ・電話連絡等による声掛けや安否確認等の活動
  - ・関係機関や団体へのインタビュー
  - ・事例学習
  - ・実習記録等に相当する記録の作成
  - ・過去の実習の映像等の活用
  - ・先輩の実習記録や実習報告の活用
  - ・個人やグループでの振り返り
  - ・個人やグループでのスーパービジョン
  - ・その他 各校の創意工夫による方法を用いた学習
- ⑥通知およびガイドラインを踏まえて、これらの例示した内容等を、実施可能な範囲で組み合わせたプログラムを創意工夫しつつ、課題を課すことによって能動的な学びの機会を確保し、必要な知識及び技能の修得に効果的な教育を実施する。
- ⑦また、特定の実施方法に偏った時間配分とならないよう留意すること。すべてのプログラムは、各地域の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、感染拡大の防止を前提に実施を検討する。
- ⑧演習・学内実習等の実施における日程（スケジュール）の考え方。実習生に過度の負担がかかることの無いよう、スケジュールを配慮する。例えば、週1・2日を実習日として、半期あるいは通年で実施する方法や複数回のクールに分けて実施する方法、これらを組み合わせる方法などが考えられる。また、新型コロナウイルス感染拡大下における実習生の生活状況にも配慮し、過密な日程を避ける。

令和2年5月26日 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」より一部抜粋

## 3. 学内実習プログラムの概要と内容

### (1) 学内実習プログラムの概要

本学では、ソーシャルワーク教育学校連盟（5月26日付）と文部科学省・厚生労働省の連絡事項（6

月1日付)で示された具体的な例を参考にしつつ、学内実習プログラムを策定した。

プログラムの策定にあたって、本学の実習生が通信学部の学生ということもあり、6月下旬から実習再開について実習配属先と協議しつつ、7月の再開ができない場合と、新たな実習施設の確保が困難な場合に備えて、実習関係教職員が集まって、学内実習プログラムの検討に取りかかった。実習生と利用者の安全を最優先に考慮しつつ、実習中止になった実習配属先と協議した結果、実習生3人のうち、2人の実習再開が困難となった(実習配属先は2か所)。したがって、実習生の日程と調整しつつ、策定した学内実習プログラムを7月10日から8月10日にかけて、実習生の残りの実習時間にあわせて、それぞれ80時間と104時間(1日8時間を基準として、10日間と13日間)を行った。

実習配属先での実習時間以外に104時間の実習時間が必要な実習生は13日間すべて学内実習に参加したが、80時間の実習時間が必要な実習生は、13日間の学内実習のうち、7日目と10日目、11日目を除いて10日間の学内実習に参加した。

プログラムは、相談援助実習の目的と、実習生の実習計画書をすり合わせて策定し、3人の教員が分担して行った。本学では、相談援助実習室が設置されていない点や、7月に入って新型コロナウイルス感染症が少し落ち着いたとしても、感染症のリスクがまったくなくなったわけではないことから、実習生の安全を最優先して、できる限り、非対面で学内実習を行った。延べ13回の学内実習のうち、1日目と4日目、7日目の3回のみ対面で行い、あとは、ZOOMミーティングを用いて非対面で行った。

そして、プログラムは、講義やDVD、YouTubeなどの視聴覚資料、ロールプレイなど、グループワークの形式で行った。

## (2) 学内実習プログラムの目標と内容

学内実習プログラムの目標と内容は、次によるである。

### 〈日にち別学内実習プログラムの目標〉

1日目	①高齢者福祉施設における地域包括支援センターの位置づけと歴史的背景について理解する。 ②地域包括支援センターの仕組みと業務内容を理解する。 ③多職種連携の必要性と進め方を理解する。
2日目	①高齢者の一般的な特徴と動向を理解する。 ②認知症高齢者の特徴を理解する。 ③相談面接の技法を理解する。
3日目	①地域社会の特徴を理解する。 ②地域社会における社会資源を把握する。 ③地域社会のニーズと課題をとらえる。
4日目	①地域社会の歴史的背景や特徴を理解する。 ②地域社会が抱えている課題と改善策を考える。
5日目	①利用者支援について理解する。 ②コミュニケーションの取り方について理解する。
6日目	①家族介護者が抱えている介護問題を理解する。 ②家族介護者支援の必要性と支援の在り方について検討する。 ③社会福祉士の業務内容と役割について理解する。
7日目	①社会資源の重要性と必要性について理解する。 ②地域社会における社会資源のマップを作成する。 ③社会資源の活用方法について理解する。

8日目	①高齢者虐待の実態を理解する。 ②高齢者虐待の支援プロセスを理解する。 ③高齢者虐待支援の在り方について検討する。
9日目	①権利擁護について理解する。 ②日常生活自立支援事業と成年後見制度の歴史的背景を理解する。 ③日常生活自立支援事業と成年後見制度の仕組みと支援プロセスを理解する。 ④日常生活自立支援事業と成年後見制度の共通点と相違を理解する。 ⑤成年後見制度と家族信託の共通点と相違について理解する。
10日目	①社会福祉の倫理・価値について理解する。 ②社会福祉と人権について理解する。
11日目	①介護事故の実態を理解する。 ②リスク発生のメカニズムと対応について理解する。 ③リスク再発防止のための対応策を理解する。
12日目	①個別支援計画の歴史的背景について理解する。 ②ニーズのとらえ方について理解する。 ③社会福祉の個別支援計画と介護支援専門員のケアプランの共通点と相違について理解する。 ④個別支援の全体的なプロセスを理解する。 ⑤個別支援計画の立て方について理解する。
13日目	①個別支援のプロセスを理解する。 ②個別支援計画の作成方法について理解する。 ③個別支援方法について理解する。

1日目は、実習生2人とも、実習配属先が地域包括支援センターであったため、地域包括支援センターに関するおさらいとまとめという意味で内容を構成した。高齢者福祉の全体的な流れを説明したうえで、さまざまな在宅福祉施設のなかで地域包括支援センターの位置づけや仕組み、業務内容、多職種連携などを講義やYouTube、DVDを用いて行った。そして、約10日間の実習経験をもとで、地域包括支援センターの意義と課題についてグループディスカッションを行った。

2日目は、相談援助支援における最も基本かつ重要な利用者を理解してもらうため、高齢者の身体的、精神的、心理的、社会的特徴はもちろん、介護、貧困、孤独、買い物難民、高齢ドライバーなど高齢者が抱えているさまざまな生活問題に関する内容と、利用者とのかわりに必要な面接技法といった内容で構成し、ロールプレイや演習などで行った。

3日目と4日目は、社会福祉士の活躍場である地域とその地域がかかえている課題などを理解してもらうため、地域社会の特徴や社会資源、地域社会が抱えている問題とニーズなどを考える内容で構成した。3日目は、それぞれの実習生は、自分たちが住んでいる地域を踏査し、地域の特徴や歴史、課題、社会資源などを調べるようにした。そして、4日目は、地域踏査した内容をまとめてプレゼンテーションを行った。とくに、地域社会の課題については、改善策まで考えてもらい、その内容を中心にディスカッションを行った。

5日目は、認知症高齢者の周辺症状の特徴や要介護高齢者とのかわり方、対応方法などの内容で構成し、ロールプレイやディスカッションなどの形式で進めた。

6日目は、家族介護者の介護問題と支援の必要性を理解してもらうため、介護離職問題や、介護と仕事の両立問題、老々介護、介護負担、介護殺人・心中など、介護による家族が抱えているさまざまな介護問題と、それに対する社会福祉士の役割について考えてもらえるような内容で構成し、視聴覚資料や統計データなどを用いてディスカッションを行った。

7日目は、地域社会に有する社会資源を理解してもらうため、3日目に行った地域踏査の資料をもとにして、マップ作りを行った。そして、社会資源の必要性と活用方法などについても考えてもらった。

8日目から10日目までは、社会福祉の価値である人権について理解してもらうため、社会福祉と人権に関する内容で構成した。8日目は、高齢者の虐待に関する内容で構成した。高齢者虐待防止法制定の背景や内容、仕組み、虐待防止のための介護方法やかかわり方、虐待判定のプロセスと対応、支援方法などを事例検討やロールプレイ、視聴覚資料を用いて行った。そして、9日目は、権利擁護事業として日常生活自立支援事業と成年後見制度に関する内容で構成した。両事業が導入された背景や仕組み、共通点と相違点、利用プロセスと利用状況、そして、権利擁護の観点からみた両事業の課題について事例検討やロールプレイ、視聴覚資料を用いて進めた。最後の10日目は、世界人権宣言の背景や内容、日本国憲法に定めている権利、女性の人権問題、ハンセン病などの内容で構成し、社会福祉と人権について事例検討や視聴覚資料を用いてディスカッションを行った。

11日目は、社会福祉施設におけるリスクの種類やリスク発生のメカニズム、リスクのとらえ方・対応、再発防止への取組など、リスクマネジメントに関する内容で構成し、事例検討とディスカッションを通して行った。

12日目と13日目は、相談援助支援の全体的なプロセスを理解してもらうため、個別支援計画に関する内容で構成した。12日目は、個別支援計画が導入された歴史的背景や変遷、プロセスと必要性、ケアプランとの共通点と相違点、ニーズのとらえ方、事例検討などの内容で構成した。そして、13日目は、検討した事例をもって個別支援計画を作成してプレゼンテーションを行った。

## 5. 考察

本学では、実習配属先での相談援助実習を約半分くらい行った実習生2人を対象にして演習形式の学内実習を行った。2人の実習生は、福祉現場と医療現場で勤めたことがあり、実習前に相談援助実習に必要な科目を取得し、事前学習はもちろん、実習計画書を作成するため、自主学習も行ってから実習に臨んだものである。

実習生の学習程度や、学習内容に対する理解度、深みなどは、実習中に指導をすればすぐ把握できることであろう。今回、それぞれ80時間（10日間）と104時間（13日）の学内実習プログラムを作成し、実施してみた結果、実習配属先であった地域包括支援センターに関する内容をある程度学習し、理解していたとはいえ、社会福祉全般的な知識はもちろん、倫理・価値、技術において学習程度や学習内容の理解度の水準がどれくらいなのかがより明らかになった。

### （1）利用者とその環境に関する理解

利用者とその環境に関する理解は、そこから社会福祉支援が始まるといっても過言ではないほど、最も基本的であり、重要である。

実習生たちの利用者理解は、利用者の介護問題については、学習し、理解していた。しかし、高齢者の情緒的、心理的、社会的、経済的特徴はもちろん、孤独や貧困といった日常生活上のさまざまな問題に対する認識や理解が十分ではなかった。そして、利用者を取り巻いている環境、とくに、在宅支援において欠かせない存在である家族に対する理解や介護問題に対する理解（要々介護、老々介護、身体的・精神的・社会的・経済的介護負担など）、家族支援の必要性などに対する学習や理解度が高くなかった。また、利用者が住んでいる地域社会の特徴や歴史、社会資源に関する内容も十分と言いがたい状況であった。

### （2）社会福祉士の役割に関する理解

「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条第1項では、相談援助支援と連絡調整を社会福祉士の役割と規

定している。しかし、福祉現場で行っている社会福祉士は、それ以外にも専門教育者、代弁者、媒介者、プログラムの運営者、開発者、コーディネーター、ソーシャルアクションなどさまざまな役割を果たしている。

法律に定めている役割について実習生たちは、学習を通して理解していたが、それ以外の役割についての認識、理解が十分ではなかった。そのため、実際、福祉現場の社会福祉士が果たしている多くの業務をみても、業務に関する理解はもちろん、今、どのような役割をしているのかすら気付くことができない。その結果、相談援助実習を行ったとしても社会福祉士の業務やその意義、役割についての理解が不十分になる恐れがある。

### (3) 個別支援計画に関する理解

社会福祉士が行っている専門的な支援がインフォーマルな支援と大きく異なる点は、プロセスにのって体系的な支援を行うことである。この体系的な支援を可能とすることが個別支援計画である。この内容については、相談援助に関する講義科目はもちろん、演習科目においても多くの時間を割いて教授する内容である。

実習生たちは、個別支援計画のプロセスについては理解していたが、個別支援計画の必要性と意義はもとより、評価方法（モニタリングも含む）、ケアマネジャーのケアプランとの共通点と相違点、計画の進め方など、体系的な支援を進めていくために必要な個別支援計画に対する学習内容と理解度が十分とはいえない状況であった。そして、利用者とのコミュニケーションの取る理由やそれがどう個別支援計画につながっているのかといったさまざまな実習内容と個別支援計画との関連性について理解も不十分であった。

## おわりに

今回、新型コロナウイルス感染症という想定外の出来事により、学外実習に代わって学内実習を行うようになった。そこで明らかになったことは、実習生の社会福祉に対する学習程度と学習内容に対する理解度の低さであった。これらについては、事前指導や実習中の指導を通して補えることもある。

しかし、事前指導の場合、2年秋学期から3年春学期までになっているが、実習配属先は2年秋学期の終盤に決まり、実習計画書の作成は、3年春学期からであるため、実際実習配属先にかかわる学習時間は長くない。たとえ実習計画書に沿って学習をしたとしても、実習内容が明確に定めていない状況下で、全ての内容を漏れなくすることは、無理がある。そして、実習中の指導の場合、一人の教員が最大20人まで指導が可能であるため、限られた時間のなかで、事前学習で漏れた内容や、実習で気付いたこと、新たに取得した知識など、全ての内容をきめ細かく指導し、学習内容を確認することはできない。実習生も実習期間中、毎日新しい体験から得られた情報や知識に加えて、実習日誌のコメント欄に書かれている実習指導者の指導内容、そして指導教員からの指導内容、これらすべて内容をこなしていくことができない。

したがって、事前指導で漏れた内容や実習期間中、できなかった内容を確認して学習したり、深めたりして、実習を通じた得た学習内容の理解を高めていくことが事後指導の一つの目的ではないかと思われる。

ところが、上記したように、多くの養成校における事後指導では、相談援助実習の目的と実習報告書に基づいて、自己評価を行ってから、実習内容をまとめて報告書を作成し、実習発表会を行うといった取り組みをとっている。こうした取り組みは、一言でいえば実習のまとめという同じ内容をやり方だけ変えて何回も繰り返しているにすぎない。

学内実習プログラムについて参加した実習生たちは、「事前学習内容や実習経験を振り返りながら、実習全体を体系的かつ理論的にまとめて深めることができた」と感想を述べた。この感想内容だけで、学内実習が実習教育の学習効果を高めると判断することはもちろん、一般化することはできない。また、学内

実習は、通常授業時間数に換算すると、3単位以上になるため、事後指導にそのまま当てはめることもできない。

ただ、実習教育の学習効果向上という観点から、本学で行った学内実習プログラムの内容は、これまでの事後指導の取り組みを改善にあたって参考になるだろう。

## 参考文献

社団法人日本社会福祉士養成校協会編（2012）『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』中央法規  
社会福祉士養成講座編集委員会編（2015）『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規

福祉臨床シリーズ編集委員会編（2009）『社会福祉士シリーズ22 相談援助実習・相談援助実習指導』弘文堂  
日本ソーシャルワーク教育学校連盟、令和2年4月3日付、「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」会長声明

[http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/index.html](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/index.html) 2020.12.26アクセス

日本ソーシャルワーク教育学校連盟、令和2年5月26日付、「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」

[http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/index.html](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/index.html) 2020.12.26アクセス

文部科学省高等教育局・厚生労働省社会・援護局等、令和2年2月28日付、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」

[http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/index.html](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/index.html) 2020.12.26アクセス

文部科学省高等教育局大学振興課、令和2年5月1日付、「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について（連絡事項）」

[http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/index.html](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/index.html) 2020.12.26アクセス

文部科学省高等教育局・厚生労働省社会・援護局等、令和2年6月1日付、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」

[http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/index.html](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/index.html) 2020.12.26アクセス